

保険料は
忘れずに!

保険料は20歳から60歳になるまでの
40年間納めることになっています。



保険料は月額 **13,300**円 (平成10年度価格)

未納にしておきますと、将来の老齢基礎年金が受けられなくなったり、もしものときの障害基礎年金も受けられない場合もありますので、保険料は忘れずに納めましょう。
将来多くの年金を受けたい人は、付加保険料として月額400円を納めることもできます。

保険料の便利・おトクな納め方Q&A



Q. 保険料を毎月銀行で納めていますが、忙しくなると納めるのを忘れることがあります。なにか良い方法はありませんか?

A. “口座振替”なら納め忘れがありません。

毎月末の金融機関の営業日に、あなたの指定の口座から引き落とされます。納付書と預金通帳とお届け印をお持ちのうえ、金融機関の窓口で手続きをしてください。

*新津市に支店のある金融機関の口座であれば、県内のどちらの口座からでもご利用になれます。

Q. 保険料を1年分まとめて納めると割引きを受けられると聞いたのですが、本当ですか?

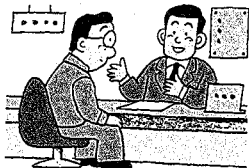
A. はい、本当です。まとめて納める期間に応じて割引きを受けられます。

1年または半年の2種類があり、何月からでも始められます。

ただし、前納を開始する月の末日が納期限ですので、ご希望の方は
お早めに市役所の年金係にご連絡下さい。



国民年金・厚生年金に関するお問い合わせ先



★年金相談会のご案内★

毎月1回、社会保険事務所の職員が相談員となり、厚生年金相談会を開催しております。

事前の予約等は必要ありませんので、年金について相談したいことがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

と き / 毎月第2木曜日 午前10時～午後3時
ところ / 新津商工会議所 (☎22-0121)

★国民年金に関する届け出やお問い合わせは★

新津市役所 保険年金課国民年金係

電話 / 24-2111 (内線 131・132・133)

★厚生年金に関するお問い合わせは★

新潟東社会保険事務所

ところ / 新潟市新光町1-16

電話 / 025-283-1010

